

平成22年度事業報告

(第28事業年度)

中国残留邦人問題について、国は平成20年から、残留邦人等の支援法を改正し、従来の施策に加えて老後の生活の安定など新たな支援策を開始した。即ち、中国残留邦人に対する施策は、終戦直後の引揚げ援護から、帰国後の定着、自立援護、そして老後支援及び地域における生活支援へと変遷してきている。

こうした中で、当中国残留孤児援護基金も、昭和58年4月設立以来28年が経過し、事業内容は帰国直後の支援から定着、自立の支援へ、更には帰国者の高齢化への対応へと移りつつある。また、公益法人の制度改正もあり、援護基金は現在大きな転機を迎えている。

このため、援護基金の今後の事業のあり方を検討するため、一昨年11月、理事長の諮問による「援護基金の今後のあり方に関する検討会」を立ち上げ、11回の会合をもって、最終答申をまとめていただいた。

財政面については、ここ2、3年、個人及び企業からの寄付金は厳しい状況にあり、また資金の運用についても円高の影響を受け厳しい状況である。

寄付金は予算額すれすれであったが、支出を極力抑えることにより、予算案審議時の理事会・評議員会であらかじめ認めていただいた事業安定化準備資産の取り崩しは、一般会計では実施せず、扶養費就学援助特別会計において2000万円を取り崩したのみで、22年度各事業を支障なく実施出来た。

各事業の状況については次のとおりである。

1 寄付金募集状況

平成22年度の一般寄付金の募集目標額は1,000万円に対し、団体・企業・個人から寄せられた浄財は、1,266万円余りであった。また、これと別に養父母お見舞いの使途指定寄付が30万円余り寄せられた。

なお、一般会計寄付金には出版会計から寄付した300万円も含まれる。

—【援護基金に対する寄付金の特例】—

(1)指定寄付金

設立当初10億円枠の指定寄付金(一定要件の下に免税)が認められ、昭和60年6月28日目標額を達成。この果実により中国人養父母への扶養費送金と中国残留邦人等やその家族の就学援助を行っている。

(2)平成7年9月19日、特定公益増進法人としての認定を受け、以後すべての寄付が一定要件の下に減税されている。

(3)平成8年5月2日付、褒章条例に基づき、公益団体として認定された。

2 基本財産等の運用状況

22年度基本財産の運用については、国内債の低金利及び外国債においては円高が昨年度末よりさらに進んでいることにより、運用している外国債は為替連動債が多いため運用利率は一般会計、扶養会計あわせ1.44%にとどまった。

3 中国養父母に対する扶養費の支払い援助

日本に帰国した孤児が中国に残した養父母等に対し、国と援護基金とで扶養費を送金しているが、22年度中国紅十字会總會あての送金状況は次のとおりである。

第30回

平成23年3月4日に送金 10人分 1,400,778円
(うち国からの交付金 700,389円)

—【昭和61年8月6日第1回送金以降の累計】—

対象帰国孤児数	3,086人
総額	870,283,973円

4 中国帰国者定着促進センターの運営(厚生労働省の委託事業)

(1)中国・樺太等残留邦人及びその家族が、日本での適応を促進するための日本語教育、生活指導、職業相談及び生活指導等を実施している。

平成22年度は、新たに18世帯、44人(中国残留邦人等10世帯30人、樺太残留邦人8世帯14人)が入所、研修している。

(2)定着後の帰国者と家族に対する通信教育及び地域の日本語学習施設でのスクーリングに対する支援(遠隔学習支援)を実施した。平成22年度の通信教育の開講コースは34講座、受講生延べ4,641名(履修中を含む)が履修した。

【定着促進センターの設置】

中国残留孤児が帰国し、日本社会に定着し自立するための基礎となる研修を行うことを目的として、昭和59年2月1日、国により「中国帰国孤児定着促進センター」が設置された。

永住帰国直後から4カ月間(平成16年度から6ヶ月間)、日本語教育、生活習慣の習得指導、就籍・就職指導を行っている。平成5年度より残留婦人や同伴する帰国者二世世帯も入所できるようにし、「中国帰国者定着促進センター」とした。平成6年5月に長野、山形分室を設置、山形分室は平成10年1月閉所、長野分室は平成13年11月閉所。

※入所者累計(長野、山形分室を含む)	1,912世帯	6,987人
※平成23年3月31日までの修了者累計	1,919世帯	7,008人
内訳	所 沢	1,770世帯 6,564人
	長 野	99世帯 327人
	山 形	50世帯 117人

5 中国帰国者支援・交流センターの運営(厚生労働省の委託事業)

(1)日本語学習の支援として、月曜日を除く平日、土曜及び日曜の授業を開講している。

平成22年度は日本語の通学課程は11コース(25クラス)で、受講生延べ1,190名が履修した。

また、遠隔学習受講生のうち希望者に対するスクーリングも実施。

交流事業として、健康増進講座や文化講座等を開催し、地域支援事業として、支援機関連絡会を開催するとともにブロック(関東甲信越地域)内で、自治体が開催する交流会を側面支援した。

その他、電話・手紙等による生活相談、普及啓発事業、帰国者向け情報誌の発行、ホームページによる事業・活動案内や関連機関・支援団体の情報提供等の事業を実施した。

【支援・交流センターの設置】

中国帰国者問題について、国民の関心と理解を促し、地方公共団体との連携の下に民間ボランティアや地域住民の協力を得ながら、日本語の学習支援、相談事業、交流事業及び普及啓発事業などを中長期的に行うため、平成13年11月1日に「中国帰国者支援・交流センター」が設置された。

6 中国帰国者及びその家族の就学援助

(1) 大学等の就学援助

中国帰国者等及びその子等(二世・三世)が日本社会で自立するために必要な知識を習得するために大学、専修学校等に入学する場合に、その就学に必要な資金を貸与している。

平成22年度は、21人に貸与した。

[内訳 専修学校等5人・大学15人・日本語学校1人]

大学・専修学校等 入学資金(大学)30万円以内 授業料月額4万円以内

入学資金(専修)50万円以内 授業料月額4万円以内

【昭和60年以来の貸与者累計】

高 校	382人(22年度から中止)
専修学校等	154人
大 学(短大を含む)	277人
日本語教育機関	7人(16年度より給付から貸与に移行)

(2) ホームヘルパー養成講座受講者援助

ホームヘルパー2級等介護関連資格取得のため、養成講座を受講する者に対し受講料の一部(80%)を援助している。

平成20年1月からは、従来のホームヘルパー2級課程に加え、同1級及び介護福祉士課程受講者も対象とした。

平成22年度は85人の受講者に給付した。

【平成15年開始以来の給付者累計】

423人

※岡村育英会からの奨学金援助

NHK番組(大地の子を育てて)の放送を契機に、(財)岡村育英会より中国帰国者等の子弟に対して奨学金援助の申し出があり、上記の就学資金の貸与者等の中から23年3月卒業予定の大学生5人及び23年3月卒業予定の専門学校生5人の合計10人を同育英会に推薦し、10人全員の給付が決定した。

なお、1人につき年間大学生は240,000円、専修学生は200,000円の奨学金が給付された。

7 中国帰国者等の老後支援事業

(1)介護事業基盤整備援助事業

平成18年度から、中国帰国者等やその配偶者に視点を置いたNPO法人等が介護事業を始める場合に、一定の期間を介護事業基盤整備期間として資金の一部を援助している。また、すでに介護事業を実施しているNPO法人が帰国者を援護の対象にしたことにより負担が生じた場合には一定の条件の下その法人を支援することとしている。

22年度は、練馬区のNPO法人「中国語の医療ネットワーク」の運営する通所介護施設「デイサービス故郷」及び長野県飯田市の「NPO法人中国帰国者等のための介護・福祉の会」の「通所介護施設「ニーハオ街道」に対し、支援金としてそれぞれ20万円の援助をおこなった。

(2)要介護支援モデル事業

当基金は、高齢化した中国帰国者が要介護状態となり、老人福祉施設を利用する際に生じる様々な問題に対しての効果的支援方法の調査・研究を目的として、平成20年度、21年度の二年にわたり、国からの委託事業として「中国残留邦人の要介護支援モデル事業」を受託して実施したところである。

過去2年間の研究の中で、本事業の根幹の一つである、中国語話者による「中国語による語りかけ」が、中国帰国者の日常行為の改善に非常に効果があると判明した。これは、中国帰国者が利用(入所)する施設へ支援員(中国語話者)を派遣し、会話をすることを通して帰国者の心のケアをするものである。

その結果を踏まえ、平成22年度は引き続き、当基金の自主財源で、「中国語による語りかけ」を実施した。

また、これと併せて、「中国語による語りかけ」を行う支援員及び実際に現場で帰国者のケアに携わる施設職員のスキルアップを目的として、看護、介護、心理学等を専門とする研究者による講演及び支援方法についての意見交換等を行う講習会(セミナー)を開催したところである。

◎「中国語による語りかけ」実績(平成22年度)

対象者数:9名

派遣回数:延べ15回

(※各対象者の生活状態を考慮して、一人当たり2回を目途に派遣を実施。)

◎「要介護者支援セミナー」実績(平成22年度)

日 時:平成23年2月26日(土)13:30-17:00

場 所:千代田放送会館(東京都千代田区紀尾井町)

参加者数:113名

8 就職援助事業(厚生労働省の委託事業)

中国帰国者等やその家族の就職促進を図るため、昭和62年度から中国帰国者定着促進センターに職業相談員を配置し、職業相談及び職業指導等を行っている。

また、14年度からは、中国帰国者支援・交流センターにおいても職業相談員を配置し、職業相談等を行っている。

9 中国帰国者等の生活相談、指導及び養父母お見舞い訪中

(1)生活相談室の開設

昭和59年7月から事務局に相談室を設けて、生活指導員を委嘱して中国残留邦人等及びその家族がかかえている諸問題の相談に応じ、その解決に努力している。

(2)帰国孤児の養父母をお見舞するための訪中援助

養父母の高齢化に伴い、健康上の理由等で来日できないため、孤児が訪中して養父母を見舞う事業である。

養父母の招待や、訪中援助を過去に1度利用した孤児であっても、現在は、養父母が存命している孤児を対象に養父母お見舞い、危篤お見舞いや葬儀参列も併せて、寄せられた寄付金(NHK放送番組関連寄付)と扶養就学援助特別会計の運用益で実施している。22年度は12名が訪中した。

【昭和62年開始以来の訪中援助者累計】

556人

10 訪中座談会の開催

中国東北地区等において、主として帰国希望の中国残留邦人等を対象に中国における生活状況を調査し、帰国した中国帰国者等の生活指導上の資料とするとともに、中国の残留邦人等に対し、日本社会の現況、帰国援護、帰国手続き等について説明している。

18年度までは、残留邦人に都市部まで出てきてもらい集団での座談会を開催してきたが、19年度から健康上の理由や遠隔地に居住しているため従来の座談会に参加出来ない残留邦人宅に赴き直接話をする形式をとり、22年度も同様の方法で実施した。その結果、祖国日本が自分のことを忘れないと感謝され、中国残留邦人等の心を充足することができた。(座談会実施後、訪問者の7人のうち2人が当該年度中に死去された。)

◎実施期間 10月12日～10月19日

◎場所 北京市、天津市、山東省(済南市・泰安市・濰坊市)

【昭和60年開始以来の対象残留邦人累計】

903人

11 戸籍訂正援助事業

中国及びサハリンに残留した邦人のうち、身元が判明している中国残留邦人・サハリン残留邦人が戸籍の訂正等の申請を行う場合に、その手続きに必要な弁護士費用等を援助する。

本事業は、当基金が日本財団からの助成を受け、日本司法支援センターに委託している。

22年度は、2名の中国残留邦人の戸籍訂正が行われた。

12 中国残留邦人等の集団一時帰国(厚生労働省の委託事業)

中国残留邦人等のうち、日本に肉親や親族がなく、また、あっても何らかの事情で受け入れられない等の理由で日本への訪問ができない方々を国の委託により援護基金が身元引受人になって日本に招待し、約2週間の滞在期間中のお世話をしている。

滞在期間中、東京を中心に施設の見学や近郊の散策、保養地への旅行等のほか、現在の日本の状況の説明会を実施した。

なお、例年、第3回の集団一時帰国においては、厚生労働省が新たに中国残留孤児と認定した者を含めて、受け入れを行ってきたが、今年度は、新たに認定された者は、一人もいない残念な結果であった。

平成22年度の集団一時帰国団は、3回にわたり62人(うち残留邦人32人・介護者30人)が訪日した。

また、上記の集団一時帰国とは別に2世帯4人を個別に受け入れた。これは在日親族が危篤状態であったことから、厚生労働省の要請に基づき、緊急(個別)に受け入れを行ったものである。

【平成2年開始以来の一時帰国者累計】

1,956人(残留邦人1,125人 介護者831人)

※ 緊急(個別)一時帰国分2世帯4人を含む。

13 中国帰国者等の福祉を図る団体等への活動助成

この事業は、帰国した中国帰国者等とその家族を対象に、日本語教育、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対して、その事業を助成するものであるが、平成22年度は団体助成委員会で審査され、その答申に基づいて12団体に対して、6,815,613円の助成金交付を行った。

【昭和59年開始以来の助成額累計】

234,106,933円

14 教材の開発、発刊(出版事業)

帰国した中国帰国者等とその同伴家族のため「日本語・日本事情教育」の教材として各種テキスト、練習帳等を開発し、中国帰国者等の利用に供している。

これまでに、中国帰国者定着促進センター教務部が開発、発刊した教材は、71種に及んでいる。

なお、通信教育事業における遠隔学習過程及び支援・交流センター通学課程用の教材も引続き開発・作成し、受講者以外の希望者にも販売している。

15 機関紙『援護基金』の発行

中国帰国者等、関係公的機関、関係民間団体、寄付者(法人を含む。)等に対し、「理事会審議の概要・援護基金の業務遂行の現況・寄付者のご芳名等」や時宜に即した記事を掲載することとしており、本年度は66号・67号の機関紙『援護基金』を発刊した。